

文化庁シンボルマーク使用要領

平成26年9月30日

文化庁次長決定

1. 趣旨

本使用要領は、「文化庁シンボルマークの使用規則」（平成26年9月30日文化庁次長決定）に基づき、文化庁シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用等に関して必要な事項を定めるものである。

2. シンボルマークを使用する際の形状等

シンボルマークは、「文化庁シンボルマークの使用規則」に定める色彩及び形状に関する規定に従って使用するものとする。

3. 第三者によるシンボルマークの使用に関する管理

文化庁の施策として、文化庁職員以外の第三者にシンボルマークを使用させる場合には、「文化庁シンボルマークの使用規則」に従ってシンボルマークの使用が適切に行われるよう、当該施策を担当する課において管理を行うものとする。

4. シンボルマークの使用状況の把握

シンボルマークの使用状況を把握し適切な運用に生かすため、長官官房政策課文化広報・地域連携室は各課に対して、シンボルマークを使用して作成した資料や物品等の提出を求めることができる。